

欧州委員会司法総局長から
個人情報保護委員会事務局長への書簡（抄）（仮訳）

2019年1月11日

EU指令2016/680（以下「法執行指令」）に関する我々との意見交換を通して、以下の点について明白にできることをうれしく思う。EU法の下では指令は拘束力があり執行可能な法である。

法執行指令は2016年5月に適用が開始され、同指令第36条1項によりEU加盟国は2018年5月6日までに同指令の適用に必要な法、規則、行政規則を整備することが規定されている。

特に、これは、立法者によって設定された期限内に（すなわち、法執行指令のために2018年5月6日）指令を実施していない、又は正しく実施していない加盟国が、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）の第258条及259条に基づき、欧州司法裁判所に訴えることができるということを意味する。裁判所が、加盟国が指令を適切に実施できていなかったと認める場合、その加盟国は、EU法の侵害を終了させるために必要なすべての措置を講じることが要求される。欧州連合の機能に関する条約の第260条に基づき、これはまた、当該加盟国に対する金銭的な制裁を裁判所が一時払い又は罰金の支払いの形で科すことができる。

加えて、指令が個人に対して権利を与える場合、加盟国による指令の置換えの欠如や不備の場合には、権利の行使のために指令の関連条項に頼ることができる。裁判所の判例に基づき、加盟国は、指令の置換えの欠如や不備を理由として損失又は損害を被った場合、個人に対して補償しなければならない。

28EU加盟国とともにEEAを構成する、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーについて、法執行指令は、自由貿易地域のように、ヨーロッパのこれら3か国がシェンゲン地域のメンバーとして履行しなければならない法律の一部である。

最後に、十分性の協議において、29条作業部会によって採択された「本質的保証」が参照されたと理解している。この文書（訳注：「本質的保証」）は、全ての加盟国に適用される、欧州司法裁判所及び欧州人権裁判所による個人データへの政府アクセス分野の判例に示されている原則やセーフガードの要約を含んでいる。我々のチームと議論したように、これらの原則やセーフガードは、上述の法執行指令の基礎としても位置付けられているものである。